

# 平成 27 年新冠町国勢調査実施本部からのお知らせ

## ネット回答期限は 9 月 20 日まで！ 早くて確実なネット回答をご利用ください。

今回の国勢調査の大きな変更点は、インターネットを使用して回答ができるようになったことです。

ネットに接続されているパソコンはもちろんのこと、スマートフォンやタブレットからも回答できますので、ぜひ簡単に便利なネット回答をご利用ください。

ネット回答期間は、9月10日から20日までと決められており、利用するにはそれぞれの世帯に配布されるIDとパスワードを入力することとなります。

IDなどの情報が記載された封筒は9月10日から12日の間にお住まいの地区の調査員から配布しますので、同封した説明書をご覧ください。

ネット回答にかかる所要時間を調査をしたところ、2人世帯で約10分、5人世帯で約15分でした。

●なお、ネット回答を希望されない場合は、9月26日以降に、これまで同様の紙の調査票が配布されますので、期間内にご回答くださいますようお願い申し上げます。

●問い合わせ先

企画課まちづくりグループ広報統計係  
☎ 0146・47・2498



## 第 46 回新冠町民文化祭 芸能発表会・総合作品展開催

新冠町文化協会主催の町民文化祭が開かれます。町民文化祭は、芸能発表会と総合作品展の2回に分かれており、芸能発表会では町内で活動している文化団体や子どもたちのサークルのステージ発表があります。

また、総合作品展では、書道などの作品のほか、こども園や小学校などで制作された作品が展示されます。

秋は「文化の秋」とも言われます。町内の文化サークルの活動を見て、新しい趣味を始めるきっかけにしてみたいかですか？

・日程 芸能発表会 10月18日(日)  
総合作品展 10月23日(金)～25日(日)

・場所 新冠町レ・コード館

●問い合わせ先  
社会教育課生涯学習G(レ・コード館) ☎ 0146・45・7833

## 「子育て世帯臨時特例給付金」 「臨時福祉給付金」のお知らせ

新冠町では、10月1日(木)まで両給付金の受付を行っております。

期限までに申請がない場合、給付金を受け取れなくなりますので、対象となる方は、必ず期限までに申請をしてください。

また、対象となるかわからない方がおりましたら、役場町民生活課町民生活グループまでお問い合わせください。

●問い合わせ先  
町民生活課町民生活グループ社会係  
☎ 0146・47・2112



## にいかっぶ観光協会に新しい職員が加わりました

9月より、にいかっぶ観光協会に東京から移住した岡和田好文(おかわだ よしふみ)さんが加わりました。

岡和田さんは、広告代理店や映像配信会社で勤務した経験があることから、その経験を活かしながら全国に新冠町の魅力を発信していただきたいと思っています。

また、食育インストラクターの資格も持っているため、新冠町の特産品ピーマンなどのPRにも力を入れていただきたいと思います。

●問い合わせ先  
企画課まちづくりG ☎ 0146・47・2498  
にいかっぶ観光協会 ☎ 0146・45・7300



着任した岡和田さん

# 役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

## 10月から始まるマイナンバー制度について

平成27年10月から、国内の住民票を有する全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーと言います。個人が特定されないよう、住所地や生年月日などと関係ない番号が割り当てられます。

マイナンバーは、社会保障や税、災害対策の分野で利用されることとなり、「公平・公正な社会の実現」・「国民の利便性の向上」・「行政の効率化」などのメリットが期待されています。

● 今後は、平成27年10月5日以降に住民票の住所地に皆さんの番号の通知が行われ、平成28年1月から利用が開始される予定です。また、1月からは、申請者に対しての個人番号カードの交付も始まります。

● 制度内容についてのお問い合わせは、町民生活課までご連絡ください。

● 問い合わせ先  
町民生活課町民生活グループ住民係 ☎ 0146・47・2112

## 電気さくの適切な設置について

今年7月に静岡県で、動物よけの電気さくに感電し、2人が死亡するという事故が発生しました。

電気さくは、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り設置することができますが、設置方法を誤ると人に重大な危害を及ぼすおそれがあります。

● 電気さくを設置する場合は、電気事業法の規程に基づく適切な感電防止対策を講じてください。また、電気さくを見かけたら近づかないようにしましょう。

● 問い合わせ先  
産業課産業グループ農産係 ☎ 0146・47・2183

### 「電気さく」とは？

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。

### 「電気さく」を設置する際の主な注意点

家庭用電源から直接、電気さくに電気を供給させることは絶対に行わないでください。人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがあります。

### 電気さく用電源装置の使用

電気さくに電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。

### 危険である旨の表示

電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。

#### 漏電遮断器の設置

電気さくに公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

#### 開閉器(スイッチ)の設置

電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。※電源装置本体に付属されており、外部に追加する必要はありません。